

## 料金計算の方法等に関する規約

本規約は、株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)が提供するサービスにおける料金計算の方法等についての通則を定めたものです。当社が提供するサービスのうち、当社の電子計算システムを介して料金計算がなされるもの(以下、「当社サービス」といいます。)には、本規約の条件が適用されます。ただし、各サービスごとの約款・規約、当社ウェブサイト等(以下、あわせて「個別約款等」といいます。)に本規約と矛盾する定めがあった場合は、かかる個別約款等の定めが優先します。

1. 当社は、当社サービスの料金について、各月1日の日本時間午前9時から翌月1日の午前8時59分までの期間を1料金月とし、その期間毎に料金を集計します。
2. 当社は、料金の計算においては、消費税相当額を含まない額(以下、「税抜額」といいます。)を用いて科目ごとに計算した後、その額に消費税相当額を加算した額を請求します。
3. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、一定の期間ないし時間ごとに課金されるサービス(以下、かかる一定の期間ないし時間を「課金単位期間」といいます。)については、以下の方法で料金を計算します。
  - (1) 月額で課金されるもの:1料金月ごと(契約の開始日や終了日が月の途中であったとしても、日割り計算はされません。)
  - (2) 日額で課金されるもの:当日の日本時間午前9時から翌日午前8時59分までの期間ごと
  - (3) 時間(hour)単位で課金されるもの:毎正時から始まる1時間以内にわずかでも利用が行われていた場合は1時間の利用があったものとみなします。
4. 課金単位期間が経過した場合、契約者が個別約款等の定めに従って解除・解約等を行わない限り、次の課金単位期間につき課金されます。以降も同様とします。
5. 契約者が時間(hour)単位で課金されるサービス、通信又はセッション(以下、「セッション等」といいます。)を開始した料金月と、セッション等を終了した料金月が異なる場合(セッション等の利用が月をまたがった場合)は、当社は当社が別途定める方法により、いずれかの料金月に、当該セッション等に係る料金の全体を計上するものとします。
6. 前各項の規定にかかわらず、当社は、必要と認めるときは、上記期間と異なる期間毎に料金を計算することができます。
7. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
8. 契約者が支払った料金は、支払期日が到来した順序に従って充当されます。
9. 当社は、1料金月の料金が50円に満たない場合及び当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を当社が指定する期日までにまとめて支払っていただくことがあります。また、全回線の解約を行った場合等で1料金月の料金が50円に満たない場合、料金を50円に切り上げて支払っていただくことがあります。

2023年12月11日最終更新